

滋賀県議会基本条例案要綱に対して提出された意見と
これに対する考え方について

1 意見の募集の結果

平成26年1月15日（水）から2月3日（月）までの間、滋賀県議会基本条例案要綱についての意見を募集した結果、1人の方から2件の意見が提出されました。

これらの意見に対する考え方は、次のとおりです。なお、提出された意見は、とりまとめの便宜上、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された意見とこれに対する考え方

| | 提出された意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|--|
| 1 | 政策形成機能の充実という最近の議会基本条例の傾向を踏まえ、議会への政策検討会議や附属機関の設置を明記する必要があるのではないか。 | (1) 政策検討会議の設置 議会の政策検討組織については、特別の会議体（政策検討会議等）を条例や会議規則で設ける事例が見られますが、本県議会では従来から特別委員会をもって議会の政策検討を担う組織と位置付け、常設的に設置、運営しています。 （例：滋賀県環境学習の推進に関する条例案の提出、中小企業振興のための条例制定に向けての提言）。 まずは、この特別委員会を活性化することで政策形成活動を更に積極的に進めることとし、このことをより明確にするため、第8を次のように修正します。 第8 委員会 1 議会は、毎年度、常任委員会および特別委員会の設置について、行政監視、政策形成その他の議会が果たすべき機能を十全に発揮し、県政の課題の変化および社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるよう、必要な見直しを行わなければならないものとする。 |

| | 提出された意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| | | <p>(2) 附属機関の設置</p> <p>政策形成に係る調査の充実を図る上で専門的知見の活用が効果的であることは御意見の趣旨のとおりであり、第18で規定を置いています。</p> <p>なお、議会への附属機関の設置については、様々な見解がありますが、平成18年の地方自治法改正後は、同法第100条の2に基づく学識経験者への調査委託制度の運用に工夫を加え、附属機関類似の機能を発揮させることが訴訟リスクを回避する上でも適当と考えます。</p> |
| 2 | <p>前文で二元代表制を標榜していること、反問権を行使している他の自治体でも問題は生じていないことから、反問権を明記してよいのではないか。</p> | <p>論点を明確にした政策論議の充実が重要であることは御意見の趣旨のとおりであり、第12で必要な措置を講ずる旨の規定を置いています。</p> <p>なお、いわゆる反問には①質問の趣旨の確認に必要な範囲で認めるもの、②反論も含め、制限を設けずに認めるものの2種類の事例が見られますが、本県議会では、従来から当然のように①の発言を認めています。これを改めて規定するのは、議員の質問権という当然のことを規定しないこととのバランスを考えると適当でないと考えます。</p> <p>また、②の反問（反論）については、多くの論点があり、これに関する議論を深めるには相当の時日を要すると思われるので、今回は規定しないこととします。</p> |